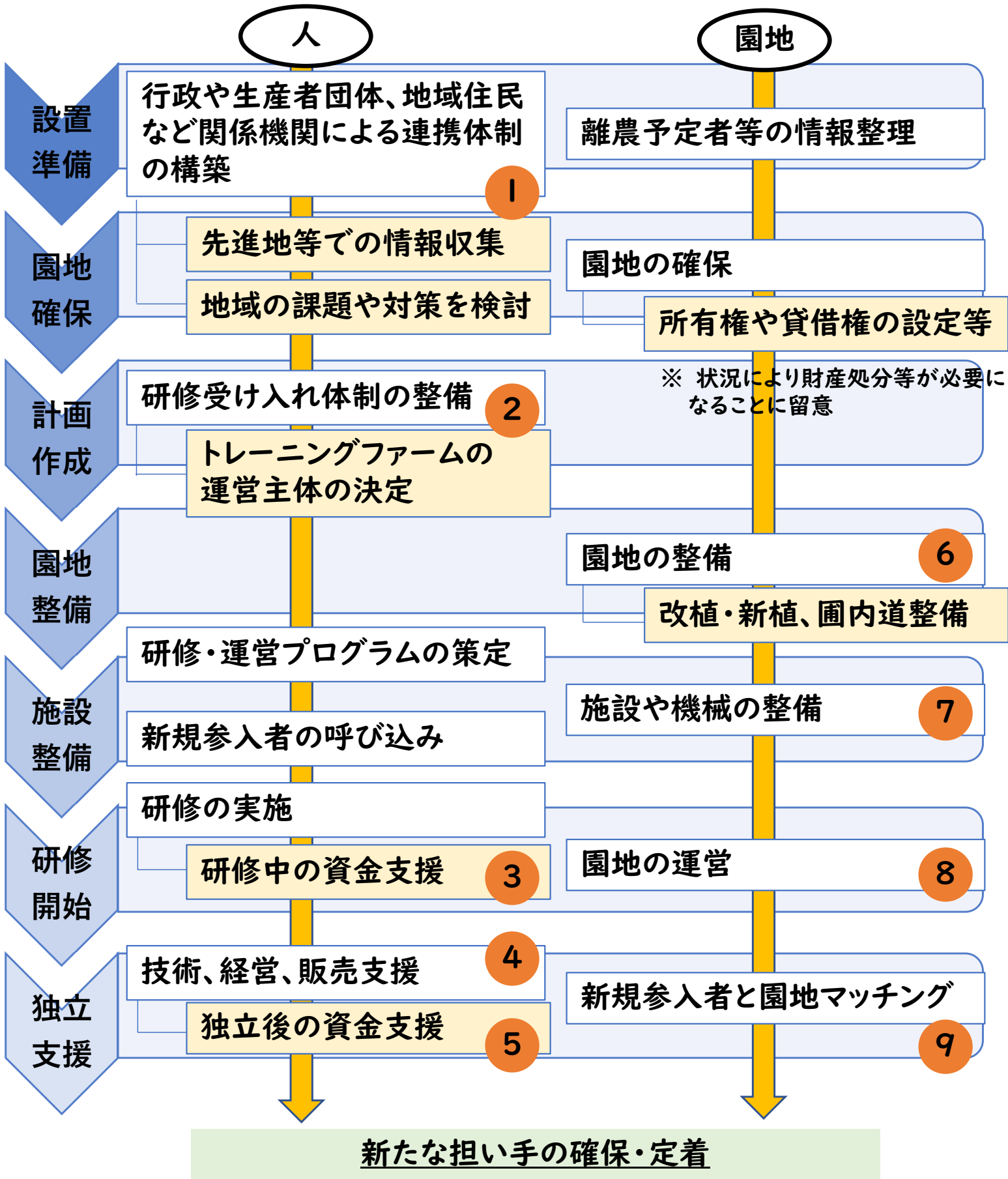


2 トレーニングファーム設置から活用に向けての工程のモデル



◆ 農林水産省の支援策

① 就農等相談対応や農業者の掘り起こし等を行う体制を整備したい

- ア.新規就農相談会 (P.11)
- イ.就農情報ポータルサイト「農業をはじめの.JP」(P.12)
- ウ.農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 (P.13)

② 研修の相談窓口の整備や、技術研修の実施、新規参入者が働きながら研修に取り組める支援を行いたい

- ア.農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 (P.13)
- イ.果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業 (P.15)
- ウ.雇用就農資金 (P.17)

③ 研修生の研修中の資金をサポートしたい

- 就農準備資金 (P.19)

④ 先輩農業者等による技術サポートや、経営移譲を受けた農業者の経営発展を支援したい

- ア.経営発展支援事業(通常枠) (P.21)
- イ.農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 (P.13)
- ウ.世代交代・初期投資促進事業(世代交代円滑化タイプ) (P.23)

⑤ 独立後の資金を支援したい

- ア.経営開始資金 (P.25)
- イ.新規就農者チャレンジ事業 (P.27)
- ウ.青年等就農資金 (P.29)
- エ.経営体育成強化資金 (P.31)
- オ.農業近代化資金 (P.33)
- カ.経営発展支援事業(通常枠) (P.21)
- キ.認定新規就農者制度 (P.35)

⑥ 居ぬき園地等を活用して、果樹型トレーニングファームや就農園地を整備したい

- ア.果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業 (P.15)
- イ.産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策 (P.37)
- ウ.農地耕作条件改善事業 (P.39)
- エ.畑作等促進整備事業 (P.40)

⑦ 果樹型トレーニングファームの研修や機械等を整備したい

- ア.農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 (P.13)
- イ.強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)のうち産地における戦略的な人材育成の推進 (P.41)

⑧ 果樹型トレーニングファームの運営を行いたい

- 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業 (P.15)

⑧ 園地のマッチングや園地の再整備等に取り組みたい

- 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策 (P.37)

各施策の詳細は次頁から

Ⅲ 活用可能な農水省施策等の紹介

●新規就農相談会

(1) 概要

・就農支援イベント「新・農業人フェア」を開催し、新規就農ガイダンス、就農体験紹介、農業法人等の会社説明、自治体の就農支援情報の提供等を実施。(農業人材確保推進事業により支援)

・フェアは、年度を通じて複数回開催しており、都道府県や市町村をはじめ、JA、農業法人などが説明ブースを出展。

・フェアの開催や出展申し込みについては、運営事務局からホームページを通じてお知らせ等を行っている。

<https://agri.mynavi.jp/shin-nogyojin/>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数(回)	8	8	8	8	8	5
出展数(ブース)	831	488	568	732	826	708
入場者数(人)	3,341	4,410	3,272	6,187	5472	4158

※実施主体は、リクルートジョブズ(H25~R1)、ツナググループ系列(R2~R4)
株式会社農協観光(R5~)

(令和7年3月末現在)



【お問い合わせ先】

株式会社農協観光

電話:03-6436-8990 メール:ntour.agri-bank@ntour.co.jp

●就農情報ポータルサイト「農業をはじめる.JP」

(1) 概要

・農業に興味を持たれた方や、これから農業を始めたい方が、農業を知り、就農に向けて具体的な行動を起こしていくために必要となる情報を一元的に閲覧できる就農情報のポータルサイト。

・農林水産省補助事業（農業人材確保推進事業）として、全国新規就農相談センターが運営。

・自治体、JAグループ等もアカウント登録をすることにより、就農支援や農業体験、就農相談会の情報の掲載が可能。アカウント登録については、（一社）全国農業会議所（全国新規就農相談センター）にお問い合わせください。



就農に向けた段階に応じて必要となる情報を網羅

就農を知る

- ・農業って、どんな仕事？
- ・就農適性診断
- ・先輩農業者の就農ストーリー
- ・支援が充実している地域の紹介

研修・学ぶ

- ・農業が学べる教育研修機関（農大、農業専門学校等）
- ・自治体やJA等の研修情報
- ・民間企業等が開催する農業研修情報

体験する

- ・農泊
- ・自治体や民間企業等の農業体験情報

求人情報

- ・新規就農相談センター求人DB
- ・ハローワークインターネットサービス
- ・JAや民間企業等の農業求人サイト

相談する

- ・全国新規就農相談センター
- ・各都道府県にある就農相談窓口の紹介（JA・都道府県）
- ・自治体等が開催する就農相談会情報

支援情報

- ・都道府県・市町村の就農支援DB
- ・JAグループの新規就農支援
- ・農地・空き家を探す
- ・移住支援（「いいかも地方暮らし」等）

【アカウント及びデータ登録の操作に関する問い合わせ】

一般社団法人 全国農業会議所（全国新規就農相談センター）

電話：03-6910-1133 メール：guide@nca.or.jp

● 新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた 新規就農者誘致環境整備事業

(1) ポイント

地域計画の策定により明らかになった受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援します。

(2) 支援対象

市町村、協議会、民間団体（農業協同組合、会社法人等）等

(3) 支援内容

① 新規就農者の誘致体制の整備

都道府県、市町村（農業委員会を含む）、農地中間管理機構、農業協同組合、農業者等の関係機関による、新規就農者を誘致するための体制づくりや誘致の実践、就農前後の方々への指導や相談対応等の取組を支援します。

○補助率：定額

○補助上限：300万円※／地区 又は 200万円／地区

※「②研修農場の整備」又は農地整備等関連事業と併せて実施する場合

〈事業イメージ〉

- ・社会人等が働きながら受講できる短期農業研修（2日～6か月間程度）の実施
- ・就農支援員の設置又は地域先輩農業者等への依頼による、就農前後の方の農地確保、資金調達、生活面、技術面等の相談への対応や指導 等

(3) 支援内容(続き)

②研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援します。

○補助率：1/2(補助上限：なし)

〈事業イメージ〉

- ・研修に必要な農業用ハウス、トラクター、管理機、果樹棚等の整備又は導入(研修修了後は、新規就農者へのリースも可)

(農地整備等関連事業)

- ・遊休農地解消対策事業

受け手がない遊休農地について、農地バンク等による簡易な整備を支援。

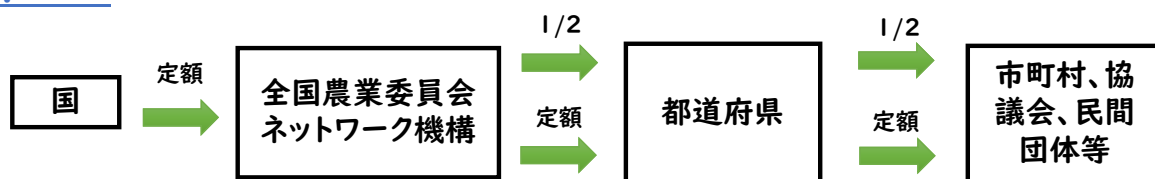
- ・基盤整備事業(農地耕作条件改善事業等)

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善等を支援。

(4) 要件等

- ・新規就農者参入促進計画を策定し、市町村、農業委員会等の関係機関により、就農希望者を誘致したり、就農希望者等を支援したりする誘致体制が構築されている、又はされる見込みであること。
- ・市町村以外が取組主体となる場合は、市町村と十分な連携が行われていること。

(5) スキーム



※ 予算は令和8年度概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。

※ スマート農業型研修農場の整備の場合は、スマート農業研修教育環境整備事業(新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))を活用いただけます。

【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-6744-2162

● 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

(1) ポイント

果樹産地において新たな担い手向けに、整備した園地で新規就農希望者の研修を行い、研修終了後に継承する果樹型トレーニングファームの整備を支援します。

小規模園地整備や部分改植など、新規参入者受入体制整備のための取組、果樹型トレーニングファームの運営に必要な技術指導・管理委託等に要する経費等を支援します。

(2) 支援対象

新たな担い手の新規参入を支援する、都道府県、市町村、JA、法人化した経営体、農地中間管理機構、民間企業などの団体

(3) 支援内容

Ⅰ 果樹型トレーニングファームの整備

(1) 小規模園地整備

排水路の整備、土壌土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和、用水・かん水設備、モノレール等
補助率：1/2以内

(2) 部分改植

優良品目・品種や省力樹形への改植等
補助率：定額（面積当たり1/2相当）、1/2以内

(3) 改植後の未収益期間の幼木管理

補助率：定額（22万円/10a）

(4) 省力技術研修

補助率：定額（3万円/10a）



離農者の園地等



集約・整備



早期に成園

(3) 支援内容(続き)

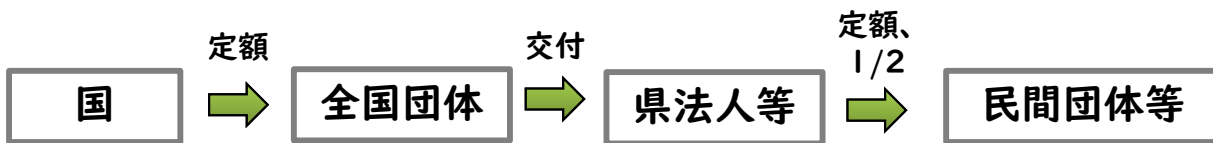
2 果樹型トレーニングファームの推進

果樹型トレーニングファームの運営に必要な技術指導・管理委託等に要する経費等
補助率：定額

(4) 要件等

果樹産地構造改革計画において、新たな担い手の確保・定着に向けた取組を実施する主体、目標、関係機関とその役割分担、工程等を位置づけること。など

(5) スキーム



※ 予算は令和8年度概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。

● 雇用就農資金

(1) ポイント

雇用就農者の確保・育成を推進するため、農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付します。

(2) 支援対象

農業経営体

(3) 支援内容

(雇用就農者育成・独立支援タイプ)

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付※1

(年間最大60万円※2、最長4年間)

(新法人設立支援タイプ)

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付※1

(年間最大120万円、最長4年間(3年目以降は年間最大60万円))

※1 就農希望者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は年間最大15万円を加算

※2 1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ、3人目以降は年間最大20万円

(4) 要件等

<農業経営体の主な要件>

- 1 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
(独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可)
- 2 労働環境の改善※³に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと
- 3 新規雇用就農者を雇用保険及び労災保険に加入させること
(法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入)
- 4 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること

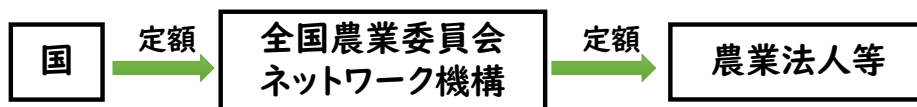
<新規雇用就農者の主な要件>

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する49歳以下(採用時点)の者であること
- 2 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- 3 過去の農業就業期間が5年以内であること

※3 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、以下のいずれか2つ以上を実施

- ① 年間総労働時間の就業規則等への規定、
- ② 育児・介護休業等働きやすさを向上させるための内容を就業規則等に規定、
- ③ 人材育成及び評価の仕組みの整備、
- ④ 男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備、
- ⑤ くるみん認定を受けること、⑥ えるぼし認定を受けること

(5) スキーム



※ 予算は令和8年度概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 03-6744-2160

● 就農準備資金

(1) ポイント

- ・ 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階を支援する資金を交付します。
- ・ 果樹型トレーニングファームが都道府県の認定研修機関として位置付けられれば、そのトレーニングファームで研修する者が就農準備資金の交付対象になり得ます。

(2) 支援対象

就農予定時に49歳以下の者

(3) 支援内容

- ・ 就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付

交付額：13.75万円/月(165万円/年)を最長2年間

交付主体

- ・ 市町村
- ・ 都道府県域の研修機関(農業大学校等)の場合は都道府県等
- ・ 全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

(4) 要件等

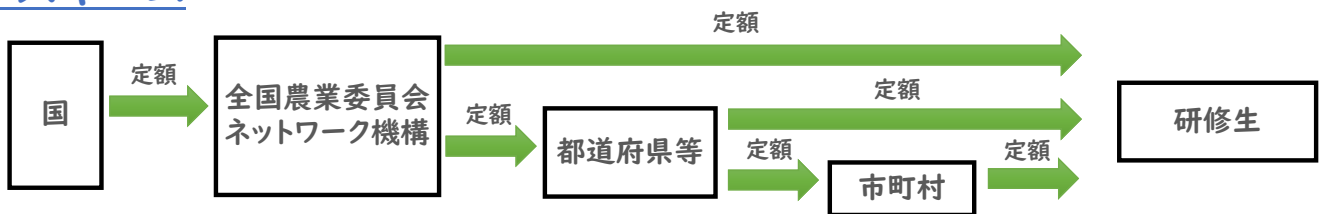
<主な交付要件>

- ① 就農予定時の年齢が49歳以下であること
- ② 独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農を目指すこと
 - ※ 独立・自営就農を目指すものについては、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること
 - ※ 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農すること
- ③ 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること
 - ※ 就農に関するポータルサイト(農業を始める.jp)に研修計画等を登録していること
- ④ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ⑤ 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ⑥ 申請時の前年の世帯全体(親子及び配偶者の範囲)の所得が原則600万円以下であること
- ⑦ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

※ 以下の場合には返還となります。

- ・適切な研修を行っていない場合
- ・研修終了後、1年以内に就農しなかった場合
- ・交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合 等

(5) スキーム



※ 予算は令和8年度概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。

【お問い合わせ先】都道府県・市町村の農政担当窓口

※ 交付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP(就農準備資金・経営開始資金)をご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html



● 経営発展支援事業（通常枠）

(1) ポイント

- ・ 新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。
- ・ 果樹型トレーニングファームでの研修後に経営開始する者が、機械・施設の導入や果樹の新植・改植を行う際などに活用いただけます。

(2) 支援対象

- ・ 独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者

(3) 支援内容

- ・ 機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費を支援

支援額：補助対象国費上限 500万円※1、2

（経営開始資金の交付対象者は上限：250万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

〈例：国1/2、県1/4、本人1/4〉

※1 夫婦ともに就農を行う場合は、補助対象国費上限が1.5倍になります。

※2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、補助対象国費上限は次のいずれか低い額になります。

① 1,000万円

② 経営開始資金の交付対象者は250万円、対象でない者は500万円（夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額）として合算した額

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 就農時の年齢が49歳以下で、認定新規就農者であること
- ② 令和7年度又は令和8年度中に新たに農業経営を開始し、独立・自営就農すること
- ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- ④ 就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること（見込みも可）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること（青年等就農資金を活用可）

(5) スキーム



※ 予算は令和8年度概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。

【お問い合わせ先】都道府県・市町村の農政担当窓口

※交付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP（経営発展支援事業）をご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html



● 世代交代・初期投資促進事業 (世代交代円滑化タイプ)

(1) ポイント

- ・ 将来の担い手の円滑な確保を図るため、親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展に向けた取組を支援します。
- ・ 果樹型トレーニングファームでの研修後、経営を継承する際に必要となる機械・施設の導入、修繕、老朽設備の撤去や果樹の新植・改植を行う際などに活用いただけます。

(2) 支援対象

- ・ 独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

(3) 支援内容

- ① 経営資源の有効利用に向けた取組
機械・施設等の経営資源を継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費
- ② 円滑な経営移譲に向けた取組
法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費
(定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等)
- ③ 経営発展に向けた取組
機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費

支援額：補助対象国費上限 600万円 (①～③の合計)

補助率：①・② 国1/3、都道府県1/6

③ 国1/2、都道府県1/4

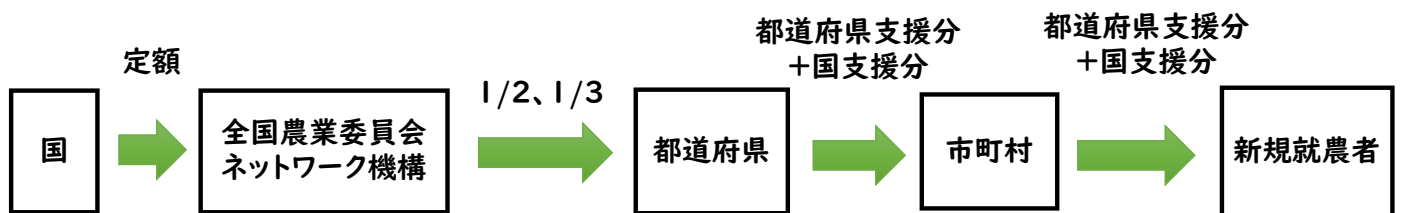
※都道府県支援分の2倍を国が支援

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者
 - ② 将来像が明確化された地域計画※1若しくは目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること
 - ③ 令和5年度以降に農業経営を開始した個人・法人※2であること
 - ④ 青色申告を行うこと
 - ⑤ 機械・施設の取得費用等について、本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること(青年等就農資金・スーパーL資金を活用可)
 - ⑥ 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可
- ※1 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い(8割以上等)地域
※2 当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が原則50歳未満かつ、令和5年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る

(5) スキーム



※ 予算は令和8年度概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。

【お問い合わせ先】都道府県・市町村の農政担当窓口

※ 交付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP(経営発展支援事業)をご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html



● 経営開始資金

(1) ポイント

- ・ 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。
- ・ 果樹型トレーニングファームでの研修後に経営開始する者が経営開始資金の交付対象になり得ます。就農準備資金の交付を受けた後に、経営開始資金の交付を受けることも可能です。

(2) 支援対象

- ・ 独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者

(3) 支援内容

- ・ 次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付
交付額：13.75万円/月(165万円/年)^{※1}を最長3年間
交付主体：市町村^{※2}

※1 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分(最大247.5万円/年)

を交付します。

複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。

※2 市町村は、サポート体制を整備し、サポート計画を策定

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 就農時の年齢が49歳以下で、認定新規就農者であること
- ② 独立・自営就農であること
 - ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - ・主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ・経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
 - ・交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化や新技術の導入等）を負うと市町村に認められること
- ④ 就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること（見込みも可）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ⑥ 申請時及び交付期間中の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下であること

※1 園芸施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加することが必要です。

※2 以下の場合は返還となります。

- ・適切な営農活動を行っていない場合
- ・交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しない場合 等

(5) スキーム



※ 予算は令和8年度概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。

【お問い合わせ先】都道府県・市町村の農政担当窓口

※交付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP（就農準備資金・経営開始資金）をご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html



● 新規就農者チャレンジ事業

(1) ポイント

- ・ 地域農業の構造転換に向けて、新規就農者が早期に経営発展するために必要な農業用機械・施設の導入等の取組を支援します。

(2) 支援対象

【対象者】

- ・ 独立・自営就農時に65歳未満の認定新規就農者

【対象地区】

- ・ 営農地が属する地域計画が、以下の①若しくは②の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実であること。

- ① 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
- ② 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する

(3) 支援内容

【対象となる取組】

- ・ 農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む）
- ・ 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去
- ・ 家畜の導入
- ・ 果樹・茶の新植・改植
- ・ 農業用機械のリース導入 など

【支援額】

- ・ 補助対象国費上限 個人1,500万円 法人3,000万円

【補助率】

- ・ 購入：3/10以内 リース：定額（取得額相当の3/7）

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 就農時の年齢が65歳未満で、認定新規就農者であること
- ② 地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが
 確実に見込まれること
- ③ 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等
 を行うこと
- ④ 経営開始資金との同時受給は不可（資金受給終了後は活用可能）

(5) スキーム



※ 予算は令和8年度概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。

【お問い合わせ先】 都道府県・市町村の農政担当窓口

※ 交付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP（新規就農者チャレンジ事業）をご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/260126.html



● 青年等就農資金

(1) ポイント

- 新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援します。

(2) 貸付対象

- **新たに農業経営を営もうとする青年等※であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者**

※ ・青年（45歳未満）

・効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）

・これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。

※ 農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。

(3) 支援内容

- 新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

資金用途： 機械、施設等の取得、営農資金（資材等）※農地等の取得は除く

貸付限度額： 3,700万円（特認限度額1億円）

貸付利率： 法定無利子

償還期限： 17年以内（据置期間5年以内）

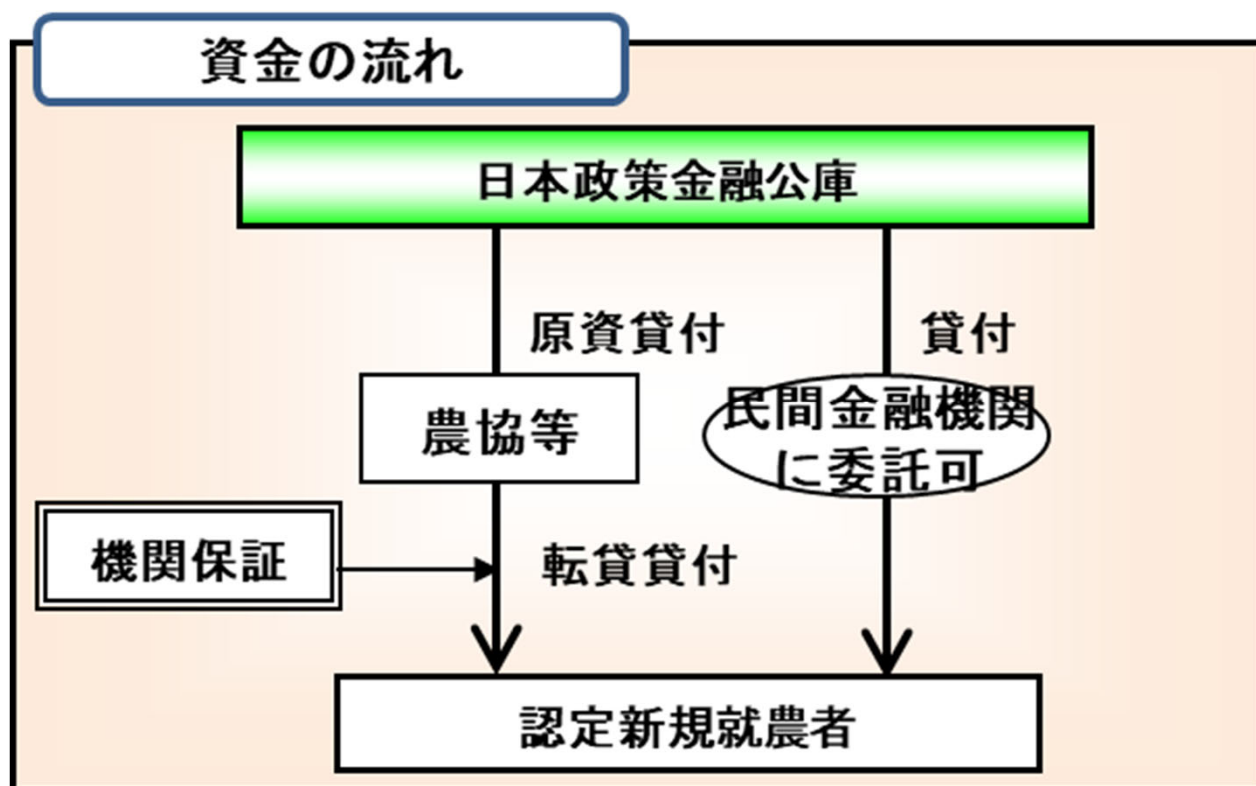
担保・保証人： 融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

貸付主体： 株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫）

※1 農協等民間金融機関による転貸も可

※2 予算の範囲内で実施されるため、融資の実行時期によっては、御希望に添えない場合があります。

(4) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 経営体育成強化資金

(1) ポイント

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫等が融資します。

(2) 貸付対象

農業を営む者（主業農業者※、認定新規就農者、集落営農組織など）

※農業所得が総所得の過半（法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）等の者をいいます。

(3) 支援内容

(1) 資金使途

① 前向き投資資金

農地等の取得・改良・造成、農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得、農薬費その他の長期運転資金など

② 再建整備資金

制度資金以外の負債の整理

③ 償還円滑化資金

既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減

(3) 支援内容(続き)

(2) 借入限度額

①～③の範囲内でかつその合計額が個人1.5億円、
法人5億円以内

① 前向き投資資金：負担額の80%以内

② 再建整備資金：個人1,000万円～2,500万円
法人4,000万円

③ 償還円滑化資金：経営改善計画期間中の5年間（特認の
場合10年間）において支払われる既往
借入金等負債の各年の支払金の合計額

(3) 償還期限

25年以内（うち据置3年～10年以内）

(4) 借入金利

2.50%（令和8年3月18日現在）

(4) 取扱金融機関

(株)日本政策金融公庫

(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

【お問い合わせ先】経営局金融調整課 03-6744-2165

● 農業近代化資金

(1) ポイント

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対して、経営改善に必要な施設資金等を都道府県等が利子補給措置を講ずることにより長期かつ低利で融資します。

(2) 貸付対象

- ① 農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者、主業農業者※、集落営農組織、任意団体など）
- ② 農協、農協連合会 など

※農業所得が総所得の過半（法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）等の者をいいます。

(3) 支援内容

(1) 資金使途

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・ 果樹その他永年性植物の植栽又は育成
- ・ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・ 長期運転資金
- ・ 農村環境整備資金 など

(3) 支援内容(続き)

(2) 借入限度額

農業を営む者 個人18百万円(特認2億円)、
法人・団体2億円、
農協等 15億円(大臣が承認した場合はその承認額)

(3) 借入金利 2.50%(令和8年3月18日現在)

(4) 償還期限 資金使途に応じ7~20年以内 (うち据置2~7年以内)

(5) 融 資 率 原則80%以内(認定農業者100%以内)

(4) 取扱金融機関

農協、信用農業協同組合連合会、農林中金、銀行、信用金庫、
信用組合

【お問い合わせ先】経営局金融調整課 03-6744-2165

● 認定新規就農者制度

(1) ポイント

- 新規就農者を地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要。
- 市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施。

認定新規就農者

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた方のこと

(2) 支援対象(青年等就農計画の申請者)

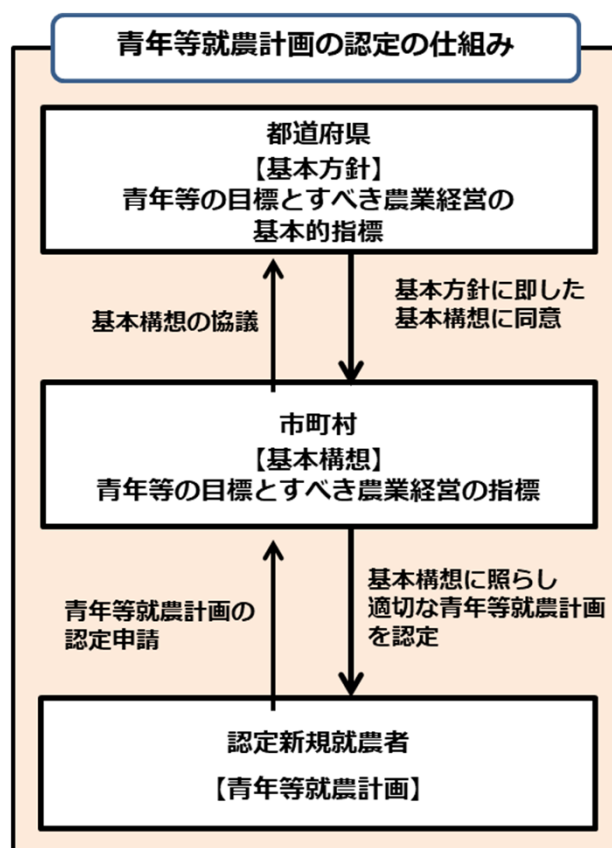
- その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等[※]
 - ※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。
 - ※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く。

(3) 青年等就農計画の認定

- 市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施。
 - ① その計画が市町村の基本構想に照らし適切であること
 - ② その計画が達成される見込みが確実であること 等

(4) 認定新規就農者のメリット措置

- 青年等就農資金(無利子融資)(P.29)
- 経営発展支援事業 (P.21)
- 経営開始資金 (P.25)
- 担い手確保・経営強化支援事業
- 農地利用効率化等支援交付金
- 経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)
- 認定新規就農者への農地集積の促進
- 農業者年金保険料の国庫補助(青色申告者に限る)



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策

(1) ポイント

新たな担い手への研修用園地の継承に向けて行う、改植等の園地の再整備に係る取組や、継承のあっせん、マッチングの取組、生産技術の継承・普及のための取組等について支援する事業です。

(2) 支援対象

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）」に位置付けられている農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）

(3) 支援内容

(1) 基金事業

- ① 新規就農者や担い手への農業用ハウス譲渡のためのパイプハウスの再整備・改修
- ② 継承者へ譲渡されたまたは譲渡する計画のある果樹園・茶園の再整備・改修
- ③ 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした作業受託組織等での農業機械の再整備・改良
- ④ 再整備・改修した施設・果樹園等の継承ニーズの把握及びマッチング、受け皿組織における継承までの間の維持に必要な備品、生産資材の購入
- ⑤ 生産技術を継承・普及するための栽培管理・労務管理等の技術実証、技術継承・普及のための人材育成（座学・実地研修）農業機械の安全取り扱い技術向上のための研修

<補助率：定額、1/2以内等>

(3) 支援内容(続き)

(2) 整備事業

新規就農者や担い手への継承に必要な農業用ハウスの再整備・改修等



ハウス・樹園地の再整備

補助率：1/2以内

(4) 要件等

- ・ 基準を満たした成果目標を定めること
- ・ 生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図るために必要な再整備・改修に取り組む場合は、5年以内に農業用ハウス等を継承者に譲渡する計画があること、又はすでに譲渡を受けているが、これから本格的な営農を開始する計画があること など

(5) スキーム



※ 予算は令和8年度概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。

【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-3502-5957

● 農地耕作条件改善事業

(1) ポイント

地域計画を策定した区域等の農地を対象に、区画整理、果樹園への進入道の整備、土層改良などの基盤整備をきめ細かく支援します。

(2) 支援対象

都道府県、市町村、土地改良区等

(3) 支援内容

区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設、農作業道等

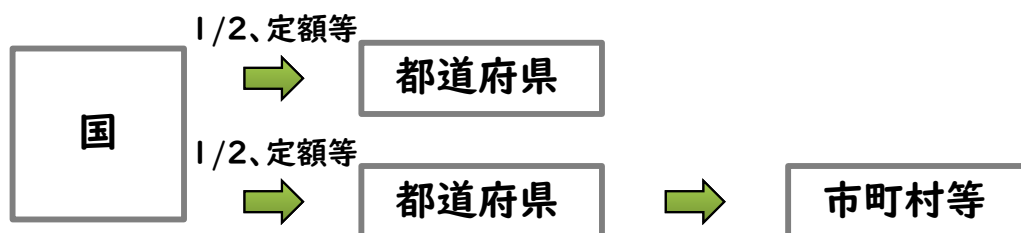
【補助率】

50%、定額（事業費の1/2相当） 等

(4) 要件等

- ・地域計画を策定した区域等であること
- ・ハード事業費が200万円以上であること
- ・事業の受益者数が農業者2者以上であること
- ・農地中間管理事業との連携概要等を作成していること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 03-6744-2208

● 畑作等促進整備事業

(1) ポイント

畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備、農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

(2) 支援対象

都道府県、市町村、土地改良区等

(3) 支援内容

区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設、農作業道等

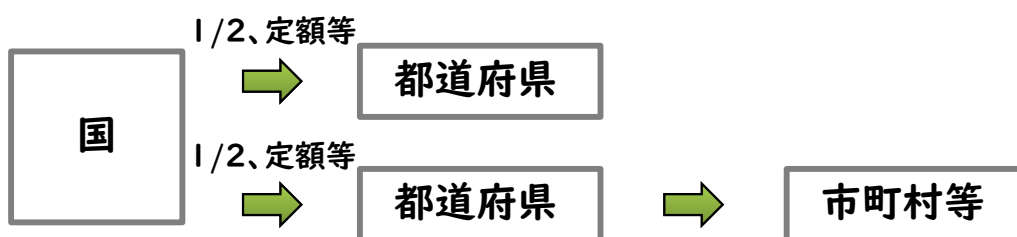
【補助率】

50%、定額（事業費の1/2相当）等

(4) 要件等

- ・畑作物・園芸作物が作付けされる農用地域であること
- ・総事業費が200万円以上であること
- ・受益者数が農業者2名以上であること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局水資源課 03-3502-6246

●強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）のうち 産地における戦略的な人材育成の推進

(1) ポイント

産地の収益力強化と持続的な発展等のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援する事業です。

重点政策推進枠「産地における戦略的な人材育成の推進」では、産地における戦略的な担い手の育成を推進していくために必要な施設の整備又は改修（不要施設の撤去、廃棄含む）を支援しています。

(2) 支援対象

農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

(3) 支援内容

交付率：1/2以内

対象経費：産地基幹施設の整備又は改修等
（不要施設の撤去、廃棄含む）

取組例：産地としての新規就農者の育成・確保に加え、販売額の増加等の収益性向上に向けて、低コスト耐候性ハウスや農産物処理加工施設等を整備

(4) 要件等

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標（人材育成関連目標と生産性向上等目標）の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・総事業費5千万円以上であること

など

(5) スキーム



※ 予算は令和8年度概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。

【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-3502-5957

Q1. 果樹型トレーニングファームを運営する主体はどこですか？

A1. 従来からの親元就農ではなく、地域の外から新規参入を迎えるためには、産地が親代わりとなって育成していくといったイメージで、地域の関係者が協力して伴走支援していくことが重要です。

運営主体の事例をみると、市町村、農協、農協出資の子会社、農業者のグループ、農業法人等様々です。地域の話し合いにより、地域の状況を踏まえて関係者の連携体制や役割分担を決めていきましょう。

Q2. 農協がトレーニングファームを運営する場合、定款の変更が必要でしょうか？

A2. 農協の定款の内容や、同ファームの運営における農協の役割等によっては定款の変更が必要となる場合があります。

Q3. トレーニングファームの運営や未利用園地のリース・分譲をしたいのですが、条件の悪い園地しか集まりません。良い方法はありますか？

A3. 果樹園地は、新植・改植を行った場合、成園になるまで数年かかる上、未利用園地は、病害虫の発生源となることから、樹体と園地を一体的に継承するためには、恒常的な管理が必要です。

また、条件の良い園地を集めるためには、日頃から、地域内の園地の情報（流動化の希望時期、品種構成、樹齢、接道や水源の有無等）を積極的に収集しておく必要があります。

地域によっては、営農指導員等のネットワークを活用した情報収集や、農家への調査、流動化の意向のある園地の情報公開、園地の出し手への奨励金等により、良い状態の園地の確保等を行っています。

Q4.地域の外から人を迎えることを不安視する農家が多いのですが、どうしたらよいですか？

A4.地域の変化を農家が不安視することは仕方のないことです。また、地域の担い手を増やすことの必要性よりも、不安を強く感じている可能性もあります。

このため、まずは行政や農協などが協力して、地域計画のブラッシュアップの取組の中で、新規参入者の必要性や地域の将来像を示し、地域全体で展望を共有することが重要です。地域計画策定の機会など、ぜひ活用ください。

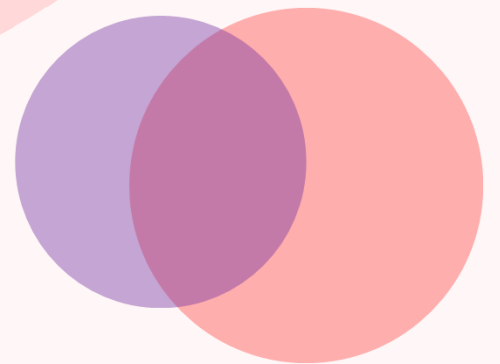
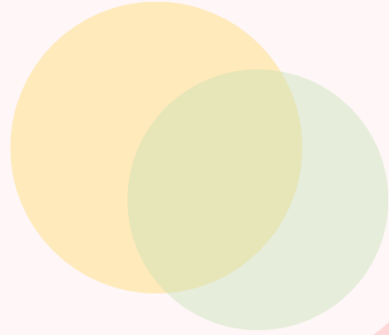
また、実際に新規参入者を受け入れる場合には、地域で信頼のある行政や農協が仲介することにより継承がスムーズに進むケースがあります。さらに、トレーニングファームの設置により、受入れ地域と新規参入者も時間をかけて交流できるため、受入れ準備が円滑に進む可能性があります。

Q5.トレーニングファームを設置するのは、運営側のマンパワー不足や財政的なコストが厳しいのですが、どうしたらよいですか？

A5.新規参入者の受入れは、地域の様々な組織や人が関係するため、地域の話し合いの下、役割を分担することで負担を分散するなど工夫しながら進めることが肝要です。

トレーニングファームの設置については、支援制度の活用をご検討いただくとともに、トレーニングファームの収益を運営費に充てるなどして負担軽減を検討してください。

なお、トレーニングファームの設置は新規参入に有効な手段と考えていますが、地域の関係者が集えば他にも有効な手段、アイデアが見つかるかもしれません。地域の状況に応じた受入体制を検討してください。



【お問い合わせ先】

農産局果樹・茶グループ果樹振興班
電話番号:03-3502-5957